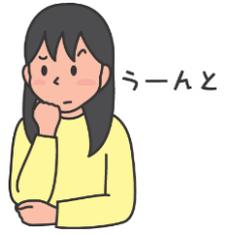


借金で悩んでいませんか？



借金問題は必ず解決できます！

複数の金融業者から自分の返済能力以上のお金を借りて返済ができない状態になることを「多重債務」といいます。

多重債務となる原因はこんなところに！

事例 A さん

計画性のないクレジットカードの利用から

新入社員で新しい生活をスタート。冷蔵庫などの家電製品やベッドなどをクレジットカードで購入。カードでの買い物に慣れてしまい、英会話教室、エステなど返済能力を十分考えないままどんどん利用を増やしていき、カードのキャッシングも利用。気がついたときは、多重債務の状況に陥っていた。

事例 B さん

思いもよらない失業

思いもよらず失業してしまった。住宅ローン返済のほか、子どもも高校生と中学生で定期的な支出がある。失業給付の期間も終わり、妻は病気がちで働けない。生活のために借金せざるをえなかったが、あっという間に借金で借金を返す状況になってしまった。

事例 C さん

連帯保証人になったばかりに

「今は起業の時代」と友達に説き伏せられ、彼の事業の連帯保証人になった。絶対迷惑はかけないという話だったが、事業は失敗。友人は夜逃げ同然で行方がわからなくなったため、自分が借金の返済請求を受けることになった。こうした事態になることを予想しておらず、自分自身が借金を重ねることになってしまった。

事例 D さん

借金の返済に耐えかねて

当初、返せると思って借りていたお金だったが、事故や家族の病気が重なり返せなくなってきた。とにかく貸してくれるところということで、高利な借入れに次々と手を出し、借金が雪だるま式に膨らんでしまった。

多重債務には解決方法があります。一人で悩まず、できるだけ早くご相談ください。

まずはお電話ください **0258-32-0022**

相談時間：9:00～16:30（土・日・祝日・年末年始を除く）

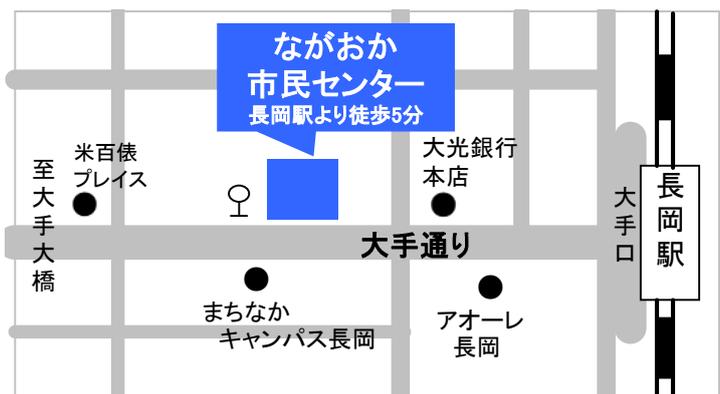
相談無料、秘密厳守 安心してご相談ください

毎週水曜日には弁護士又は司法書士による多重債務相談も行っています（要電話予約）

長岡市消費生活センター

長岡市大手通 2 丁目 2-6
ながおか市民センター 2 階

*近隣の長岡市提携駐車場をご利用ください。無料処理いたします。



1 任意(私的)整理

裁判所を通さず、弁護士や司法書士に債権者との交渉を依頼し、債務者が支払可能な額で分割弁済する和解を成立させてもらう方法です。

法律を超える高い利息を取られていた場合は引き直し計算を行い、払い過ぎていた利息があれば元本に充当されたり、お金が戻ることもあります。

2 特定調停

簡易裁判所に特定調停の申立てをして、調停委員のあっせんにより債務整理を行います。

特定調停は裁判所に定型書式が用意されているので、これを利用すれば弁護士等に依頼しなくても自分で調停の申し立てをすることができるので、低額の費用で手続することが出来ます。

多重債務の法的解決方法

～早めに相談し解決しましょう！～



そーだっ!

3 自己破産

地方裁判所に自己破産申立てをして裁判所の審理によって破産宣告を受けます。それを受け免責の申立てをして決定を受ければ、債務の支払い義務が免除されます。

4 個人再生

地方裁判所に個人再生を申立て認可された再生計画案に基づき、計画案どおり弁済すれば元本の一部が免除されます。住宅ローンの支払いを継続すればその住宅を手放す必要はありません。

債務(借金)整理に関する気になること Q&A

Q1. 債務整理をすると、新たにローンやカードが組めなくなる？

A1. 上記のような債務整理の手続きを行うと、個人信用情報機関に一定期間登録されるので、新たなローンやクレジットカードを作ることが難しくなります。

Q2. 債務整理をすると、戸籍や住民票、免許証に記載される？

A2. 債務整理(自己破産など)の事実が、戸籍や住民票、免許証に記載されることはありません。

Q3. 債務整理をすると、選挙権がなくなる？

A3. 選挙権も、被選挙権もなくなりません。

Q4. 債務整理をすると、賃貸マンション(アパート)を出なくてはならない？

A4. 家賃を支払っている限り、住み続けることができます。

Q4. 債務整理をすると、家財道具を含め、何も手元に残らない？

A4. 冷蔵庫・洗濯機・テレビ等の日常に必要な家財道具・必需品を手放す必要はありません。

Q5. 債務整理をすると、会社を辞めなくてはならない？

A5. 債務整理自体を理由に勤務先を解雇されることはありませんが、一部職種では制限がかかる場合があります。

Q6. 債務整理をすると、家族が代わりに借金を返済しなければならない？

A6. 家族が保証人や連帯保証人になっていない限り、返済の義務はありません。それが子どものした借金であっても親に返済の義務はありません。債務整理をした者の親族というだけで、債権者が取り立てることは違法行為に当たり行政処分や刑事罰の対象となります。